

「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」の改訂（第9回）について

一般社団法人監査懇話会

2023年3月

【はじめに】

会社法により大会社の場合、「企業及び企業集団における内部統制の構築」が義務付けられており、更に金融商品取引法により上場会社は、「連結グループにおける財務報告に係わる内部統制の評価」が求められています。その他の中小会社においても内部統制システムの構築は、重要な課題になっています。しかし、こうした内部統制の強化にもかかわらず企業不祥事は後を絶たないことから、監査懇話会では監査役が行うべき標準的な職務を怠りなく遂行出来ることを目指して、2011年3月に「監査役職務確認書」を作成し、公表しました。さらに、「監査役職務確認書」の業務監査に関する項目の「5. 内部統制監査」及び「11. 企業集団に関する監査」について、監査役の職務をさらに具体的にしていく必要があると判断し、「監査役職務確認書」の姉妹版としての「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」（以下、「本確認書」と称す）を2013年2月に公表致しました。監査役が的確な監査を行うためには、監査業務の品質を高めることが重要です。この「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を利用して、監査の着眼点の拡大と監査技術の向上に役立てていただければ幸いです。

【第9回改訂について】

本確認書は初版公表以来、より多くの監査役の皆様にご活用頂けるように、これまで8回の改訂を行って参りましたが、今回の改訂作業でもさらに使い易く、より理解がし易くなるように心掛けました。

第9回改訂では、会社法編において、全体の構成の見直しを行い、本確認書の利用方法を記載した「本確認書利用ガイド」を冒頭に新設し、また従来巻末に収録していた「用語説明」を「本確認書で用いられる用語について」としてその次に記載しました。これによって確認書の使い方を理解し、また確認書で使われている言葉の意味を理解した上で、確認作業に入れるようにいたしました。

このほか、記載内容を理解しやすくするため、及び法令等のアップデートに伴う一部の語句の修正を行いました。改訂内容は新旧対照表のとおりです（改訂箇所を**網掛**で表示）。

尚、金融商品取引法編については、誤植等の微修正以外の改訂はありません。

第9回改訂版をより多くの監査役の皆様にご活用頂き、企業集団全体の健全な発展に貢献されることを願っております。

以 上